

第七回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第五十七号

昭和二十五年四月二十二日(土曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事 岡野 清義君 理事 北澤 直吉君

理事 小峯 柳多君 理事 小山 長規君

理事 島村 一郎君 理事 前尾 繁三郎君

理事 橋本 金一君 理事 川島 金次君

理事 内藤 友明君

甲木 保君 佐久間 徹君

吉米地 英俊君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮腰 喜助君

早野 田中 義之進君

竹村 奈良一君 河田 賢治君

田島 ひで君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 河野 一元君

(主計局長)

委員外の出席者

農林事務官 酒折 武弘君

(畜産局飼料課長)

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

四月二十一日

委員鈴木幹雄君、前田榮之助君及び川上貢一君辭任につき、その補欠として宮腰喜助君、中崎敏君及び河田賢治君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十一日

五反田商店街復興会に払下げの凍結資産不当処分に関する請願(岡田春夫君紹介)(第二七八〇号)

第一類第六号

大蔵委員会議録第五十七号

昭和二十五年四月二十二日

協同組合に対する課税免除若しくは軽減に関する請願外七件(森戸辰男君紹介)(第二七八一號)

同(宮原幸三郎君紹介)(第二八六一號)

農民に対する不当課税是正に関する請願(三宅正一君紹介)(第二七八二號)

揮発油税軽減に関する請願(田中不破三君紹介)(第二七八三號)

課税軽減に関する請願(佐藤親弘君紹介)(第二八〇八號)

今井町所在物納家居住者の保護に関する請願(竹村奈良一君紹介)(第二八五二號)

たばこ民営反対に関する請願(河野謙三君紹介)(第二八六八號)

東城区における適正課税に関する請願(押谷宣三君外六名紹介)(第二八九六號)

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)の會議に付した事件

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四號)

飼料配給公団の不正事件に関する件

○川野委員長 これより會議を開きます。

飼料公団の問題につきまして、竹村君より緊急質問の申出がありますが、これを許すに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○川野委員長 それでは竹村奈良一君。

○竹村委員 最近の新聞紙上にいろいろ各公団の不正事件が出ておるのであります。昨日は鐵工品公団について一応の事情をお聞きしたのであります。それに引き続きまして飼料公団も、いろいろ新聞紙上で不正の問題が問題になっておるわけで、浮貸しその他の問題であります。この点について現在まで判明した分の事情をお聞かせ願いたい。

○酒折説明員 一昨日新聞に出ました事件につきましては、大体あつたふうな事件があつたことは事実であります。われわれの方におきまして、早急に調査いたしておりますけれども、何分にも事件が複雑でございます。ただいまのところ私から、こういつた内容であるというところをはつきり言明する域には、まだ達しておらないようであります。

○竹村委員 それでは大体これの発覚いたしましたのは、一体どういう経路でわかつて来たのであります。これのわかつて来たところの時期、それからその経路についてお聞かせ願いたい。

○酒折説明員 警察の方で発覚したのは最近でございます。その結果一昨日被疑者が逮捕された。ただ内部的に申し上げますと、それ以前に関係者はわかつておつたらしく、その善後策を相当講じておつたらしいのであります。

○竹村委員 そうするとあなたの方ではそういうことがすでにわかつておつたのか。警察の方で逮捕されるまでに全然お気づきにならなかつたのか。お気づきになつておつたのか。その辺のところをお聞かせ願いたい。

○酒折説明員 実はこの問題は重要なせいもありましたけれども事件発覚の前に、直接局長の方に公団の方から報告書があつたと称してあります。

○竹村委員 一体それは公団の監督は、大体昨日も伺つたのですが、これは農林五公団、農林省あるいは安本、大蔵省、会計検査院等々がおやりになつておると考えるのであります。それども、直接その経理を一番頻繁にお取調べになるのはどこですか。

○酒折説明員 公団の監督につきましては、大筋におきましては経済安定本部がやっております。その方針に基づきまして業務は畜産局がこれを監督しております。但し予算面においては農林省が関連しておる。あるいは決算面においては、会計検査院が関連しておるというので、その方の監督を受けておるわけでありまして、全般としては、やはり畜産局においてこの運営を直接監督しておるというのが実情であります。

○竹村委員 大体この飼料公団等の問題、各農林五公団の問題としては、たとえば去年の薪炭特別会計のときからと、それ以前から公団というものが非常に問題になり疑惑の中心になつておるわけでありまして、従つて飼料公団を直接農林省の畜産局が監督されているのであつたら、これはほかから摘発されるまでもなく、十分監督され十分精査されていたはずだと思ひますが、それがあなたの方でおわかりになつたので、今日までそのまゝ置いてあるというところに問題があると、私は見ておるわけでありまして、従つて私の方でもそういう点が問題だと考えるわけでありまして、従つてそこには一応そういうものがあつたとしたならば、さつそくそれにメスを入れて手術をするのがほんとうだが、それが今日まで延び／＼になつておるといふところ、何かその裏にそれを摘発しない。それをカバーしたして、つまりそういうような政治的な力か、あるいは高級官僚の中に何かあるのだからという考えが国民の中にあるし、われ／＼もそういう点を疑わざるを得ないように、考へるのです。その点に關して一体今までのまゝわかつておつたのか。おは、どういふところにあつたのか。おそれ／＼この問題が問題になつて来た以上は、あなたの方で検討されたと思ひますが、その辺の事情をお聞かせ願ひたい。

○酒折説明員 一般的に申し上げますと、当然そういうこともわれ／＼としてわかつて、かつそれを予防し、あるいは発生したならば、それに対する善後策をやるべきだといふことは当然でありまして、今回の事件につきましても、その点がはたしてどういふ關係になつておつたかといふことを、今申し上げましたように状況を調査しておるわけでありまして、今回の具体的な問題についてどうであるかといふこ

とは、まだ申し上げられない状況であります。

○竹村委員 大体私はそこが問題だと思ふのです。たとえば前の第六国会で、私も農林委員会でも申し上げましたが、肥料の配給そのものについても何回となく配給先の資料の要求をしたわけですが、それが一つも提出されません。その裏を調査してみますと、たとえば単作地帯向けに出される肥料の配給数量なんかもあるところに、もつとはつきり申し上げずと滋賀県、つまり農林大臣の出でられる滋賀県には実に多量に出ておる。この問題につきましても資料をもつて釈明してもらいたいというところを、いろいろ申し上げたのであります。それが今日までいまだに何回請求してもそのまゝになつておるというところに、そういうようなことをやつておられるから、公団の職員も少々浮貸しをしていいのだというふうな考えを持たれたと私は考へる。そういうような点について、遺憾な点があつたかつかつたか。おそらく運うとおつしやるがもしねが、なぜその肥料を出されるのか私にはふしぎでかなわぬ。つまりわれ／＼の見ておるやうに、単作地帯であり得べからざる数量が滋賀県に来ておる。そういうことをやつて公団に配給指令をされ、そういう肥料を出されるから公団でもやはり不正をやつてもいいのだという考へでやつたかもしね私にはこのへんを明らかにして——いや違ふと言ふならば、おそらく第六国会から問題になつておるので、いやそうではないというやうな資料をどん／＼出して行くのがほんとうだ。それを出さない。そういう事情は一体何であるか。そういう点

あなたを責めるわけではない。責めてもむりだと思ふが、しかしそういう点にはつきりしないと、不正の根源というものが一切われ／＼つかめないと思ふ。

○酒折説明員 ただいま非常に具体的に単作地帯の問題を出されまして、そういうことがあるから公団の不正があるのだということでありまして、この点は、大体われ／＼としては、この点は決してそういうふうな配給の肥料統制についても、ふまじめな態度はとつておらなかつたと言わざるを得ないと思ふのであります。単作地帯の問題につきましても、これは取上げられた例が悪いので逃げるようでありますけれども、これは食糧庁の方の供出とのからみ合ひでもつて、総数量ないし配給計画が決定されるものであります。たしか前国会でもそういう御質問もあつたかと私は承知しております。これについては食糧庁の方から答弁をしたというふうには私は承知しておつたのですが、どうやら答弁がなかつたようでありまして、これはさらに食糧庁の方と連絡しつても、食糧庁の方から答弁してらうつもりであります。供出に關連しておりますので、われ／＼の方としては食糧庁の要求に基いて、要求数量を出しておるといふのが実情でありまして、われ／＼としてはその点何ら特に指摘するべき点を持つておらないつもりであります。

それから他の部分の配給につきましても、私どもの方で責任をもつてやつておりました、これにつきましてもはいゆる規則上の配給対象というもののに限定して出してあります。従つて個々の特殊の特配といつたやうなものは、原則として行わない態勢でやつております。

○竹村委員 水田大蔵政務次官がお見えになりましたので、そのことと關連してお伺ひしたいのです。大体今も飼料配給公団の最近問題になりました点について、大体原因はどこにあつたかというやうな点を御質問したのでございませうけれども、農林省の現在の段階では、まだそう詳しく発表する時期ではないということでありまして、そこで私は先般出された配給公団等の一般會計からの繰入金に對しましては、各公団の剰余金をもつてこれに充てる、その不足分を繰入れするという法案が出されましたので、その点現在各公団におけるところの不正がどん／＼摘発されまして、そうしていろいろな点で赤字が増大して——赤字というよりも、損失金が増えて参りますと、この配給公団の一般繰入金、たとえばそれの直接關係しておりますのは、この飼料公団におけるところの不正等が出て参りまして、それがまた今までの繰越金というものが、どん／＼損失金にかつて来るという場合には、これもまた繰入金を変更しなければならぬやうな状態になつて来ると思ふのであります。これに對して大蔵省は一体今まで予算その他の面について、公団に對してどんな監督をしておられるか、そうしてまたここに出て来ますところのいろいろ不正といふものは私にはあり得べきことではない。いわゆるいろ／＼な経理につきましてもは各方面から監督される組織になつておるにもかかわらず、長い間にわたつて放任されて、現在になつて一時にこういう不正が出て来るということに對して、大

蔵省としては一体監督の責任をどういふふうにか考へておられるのか。その点についてお伺ひしたい。

○水田政府委員 竹村議員から指摘されました通り、公団についての監督といふものが今まで十分でなかつたといふことは確かでございます。この監督についての強化は、昨年ごろからわれわれとしても非常に問題にしておりまして、ことに公団を中心とする浮貸しとかいふやうな問題があるという風説を耳にいたしましたので、昨年夏以後公団の経理についての監督をもう少し嚴重にするということで、現在どこに預金がかかっているとかいふやうな問題も、大蔵省の理財局からこれの調査に着手したといふやうなことを現在やつておりました。どん／＼にこういう結果が現れて来たことは非常に遺憾でございますが、今度は予算執行の職員についての法律その他ができましたためにそれを通じましてこういうことのないやうに嚴重にしたいと思つております。今までのところは確かに行政監督が不行届であつたことは、十分あらうと思ひます。

○竹村委員 大体飼料公団のみならず、またきのうの新聞だつたと思ひますが、繊維公団もまた問題になつて来ている実には公団の不正といふやうなことは、一体政府の方では口を開けば、公団組織そのものにも欠陥があつた、こういうふうには大体あつたりとおつしやるのでございませうが、私はそうではないに、實際現在の公団を監督されておるの、きのうも伺つたのであります。すけれども、おの／＼の所管官、安本あるいは大蔵省、會計検査院、いろ／＼な方面でやつておられて、なおしかも

それが昨年——というよりも、前から公団には問題があると言われておるにもかかわらず、今になつてからよくこれが明るみに出て来る。わかつて来る。つまり長い間の日をおいてしかこういう不正が明るみに出ない。その間に思ふ存分国民の金を食ひつゝおいて、もうどうにもならない。食ひつゝした後にひよつこ表に出て来る、そうしておいて責任だけを追究しても、結局使つてしまつて国民の損は損だ、こういうことになるのは、一体、われ／＼はどう考へまして、事務職員だけではどういふことはやれない、この裏に少くとも高級官僚か、あるいはその他の大きな力が動いておつて、その所屬のもとにこういう不正が公然と行われておるやうにわれわれは考へざるを得ない。その点について、今までも大蔵省關係においてお調べになつた点について、わかつておるのであれば、そういうことがあるとか、ないとかいふ点についてわかつておる範囲内でお答え願ひたい。

○水田政府委員 御承知のように、公団の第一次の監督者と申すべきものは主管官庁でございます。大蔵省は間接になりますのでわれ／＼の方から、少し公団の経理が乱帳であると思われ、もう一步締めて徹底的に監督してくれと要請するのは主管官庁に對してやるというやうな形で、間接的でありましたために、こちらは関心をもちつゝ注文を出し、大蔵省独自でもかなりの調査はやりまして、末端の職員を調べるというやうな方法までは行つていませんでしたので、その全貌がきよ／＼わからなかつたのではなく、一人や二人がやつたのではなく

て、公団全部、幹部も承知でやつたという事実は、まだ別にわれわれの方で得ておりません。

○竹村委員 これはいろいろ問題を出していただいた方がないと思ひますので、ひとつ委員長にお願いしたいので、たとえば今の飼料配給公団の問題であります、もう一つは食糧配給公団にも大きな問題があるという事が報せられておるわけです。その赤字の問題もお聞きしたいと思ひますので、ひとつ農林大臣か農林政務次官をお呼び願ひたいと思ひます。

○川野委員長 適当な機会に呼ぶことにいたします。

○川島委員 それに関連して一言……この公団の不正事件は日を追つて世間の明るみに出されて、その責任者並びに政府の怠慢が、国民の間に指弾を浴びております。そこで政務次官がお出でですから、一言だけお尋ねしておきたいのですが、昨日通産省の官報に政務次官の本席における答弁によりますと、これら公団の最終的最高の責任は経済安定本部長官にある、こう言明されておる。そこで私は青木長官にたまたま昨日会いましたので、官報に政務次官の言明によると、これはあなたの責任だということであるが、あなたは今個人的に会つての話だが、どう思ふか、こう尋ねてみたわけですが、どう

るが、いや、これは大蔵大臣の絶対責任に帰すべき筋合いのものである、こういうことを青木長官は私に言明しておられます。そうすると政府のこの問題に対する責任と所在というものが、政府の部内においてすでに食糧を生じている。これはきわめて不可解な、奇怪な事柄であると私は思ふのであり

ますが、これらの問題に対して、長官は大蔵大臣にありと云ひ、官報通産省政務次官は安本部長官にあると云う。一体どちらが正しいのであるか。これは重大なことでありまして、この機会に政府委員の一人としてのあなたの御所見を承つておきたい。

○河野（一）政府委員 公団の責任の問題であります、公団につきましても、一般監督の責任は安本にあるわけであり、これは各法律に、安定本部総務長官の支持に従ひ、という規定は幾らもございまして、ただ実際の業務につきましても、これは主務大臣が監督するといふ仕組みであるわけであり、それから経理の問題であらうかと思ひますが、これについては会計法が適用される建前になっておるわけであり、各公団法におきまして、業務報告書あるいは定款その他において会計の規定を定めておられます。もちろん会計検査院の監督の権限はあるわけであり、その会計規定というものは、大蔵大臣も一応協議を受けてこれを認めておるといふことになつておるわけであり、それで一般の行政責任と会計責任との問題は、これは非常に相錯しておるものでありまして、公団の経理のみならず、一般官庁の経理につきましても、これは第一次的には各省大臣であり、農林省の予算を使う場合において、支出官その他の任命、あるいは出納官その他の任命をするのは農林大臣がやるのでありまして、第一次的には責任はある。しかし農林大臣として、その上の総括的な責任を負つておることは確かでありまして、従ひまして、その責任の段階をどこに置かによつて、いろいろ見方が違つておるわけ

らと思ひます。ただ先ほども申し上げましたように、公団につきましても会計法の適用があり、予算の執行というものは会計法によつてやらなければならぬ、たとえば現金を出しますといつても、一々日本銀行の支払い予算といつても、その範囲内ではなければならぬ。現金でやる場合は非常に限られており、主務大臣の認可がなければならぬことになつておる。収入につきましても必ず日本銀行に収める。もつとも郵便局もございしますが、一定の納入告知書を出してやるわけであり、公団につきましても、公団はいわば商売をやつておるようなものであり、いろいろなものもございまして、それから非常に各地に点在しておるから、日本銀行の代理店の所在地がないところもございまして、そういう関係で現金扱いということが、広汎に認められておるわけであり、そういう点について、もちろん大蔵大臣として総括的な監督はすべき筋合いだと思ひますが、いわゆる一般の各省の予算を執行するような、会計法に基づく監督は現在のところやつておられません。事のよしあしは別として、現在の段階はそういうふうになつておるといふふうに、御了承願ひたいと思ひます。

○川島委員 そうすると、物資の買入れ、売り渡し、そういう問題に対する総括的な問題に対する責任は安本長官、それから公団の経理関係は大蔵大臣、端的に言えばこういうことになるわけでありませんか。

○河野（一）政府委員 これも先ほど申し上げましたように、総括的な責任という事になりますれば、公団も政府の機関でありますから、これは大蔵大臣の監督官庁であるといふことは言えると思ひます。しかし具体的な個々の問題について、責任の所在がどういふところにあるかという点になりますと、場合々々によつて違つて来ると思ひます。そういうような会計規定を認めた責任は、大蔵大臣にあるといふふうにお考えになれば、それもそういうふうな趣意になりますけれども、公団といふものは一般の官庁よりも特別の存在になつておるもので、公団がい

わば全面的な一応の責任者であらうと思ひます。それに対して各省大臣も責任を持つておる、大蔵大臣も責任を持つておる、これは行政組織の上において、当然起つて来るいろいろの職能的な分担といふことにならうかと思ひます。

○川島委員 きのう私が青木さんからじかに聞きましたところでは、この責任はもつぱらあげて大蔵大臣にありと

言明しておるのですが、そのことについては、大蔵省としては意見の違ひがあるといふことに認めてよろしいので

すか。

○水田政府委員 昨日の青木長官の答弁は、私直接聞きましたので、この責任が全般的に大蔵省にあるといふふうには全然考へておりません。

○川島委員 またあとでその問題は機会を見てお尋ねしたいと思ひますが、国民としてはなほ迷惑ですから、政府部内でもひとつこの問題について、意見をとらまえてもらいたいと思ひます。

○酒折説明員 その点詳しくはまだ申し上げられませんが、私の現在承知し

そこで飼料公団の方が来ておりますから、ちよつとお伺ひしておきたいのですが、新聞の伝えるところによりまして、公団の経理局長であり、しかも資金課長を兼ねた藤野という人が、長谷川何がしという者に二千万の浮貸をした。しかもこの貸付の方法は、期限は五日間というらしい短期の期限をもつて、公団において貸し付けている。そこでお尋ねするのですが、公団に手持金がある場合に、業者等に対してこういう貸付金をなし得るような機構になつておるのか。また貸し付ける場合には、どういふ形で貸付をし、また回収をするという規定になつておるのか。その点をちよつとお尋ねしておきたい。

○酒折説明員 公団の金はすべて経理局長の名前でもつて預金することになつております。個人の名前、あるいは他人の名義で預金すること、あるいは貸し付けるとか、個人に貸し付けるといふようなことは許されておられません。すべてこれは公団の業務実施のための金でありますから、公団の業務実施のために使用する以外のことは認められておりません。

○川島委員 そうすると、この経理局長の次長がやつた事柄に対して、経理局長は実際二千万の貸付を開始した後において、その経理に關して検査をしたと私は思ふのですが、その検査がなかつたのか、あつたのか。経理局長はこの事件が明るになるまで知らずして、今日まで過してしまつたのか。その点はどういふことになつておりますか。

○酒折説明員 その点詳しくはまだ申し上げられませんが、私の現在承知し

て、公団全部、幹部も承知でやつたという事実は、まだ別にわれわれの方で得ておりません。

○竹村委員 これはいろいろ問題を出していただいた方がないと思ひますので、ひとつ委員長にお願いしたいので、たとえば今の飼料配給公団の問題であります、もう一つは食糧配給公団にも大きな問題があるという事が報せられておるわけです。その赤字の問題もお聞きしたいと思ひますので、ひとつ農林大臣か農林政務次官をお呼び願ひたいと思ひます。

○川野委員長 適当な機会に呼ぶことにいたします。

○川島委員 それに関連して一言……この公団の不正事件は日を追つて世間の明るみに出されて、その責任者並びに政府の怠慢が、国民の間に指弾を浴びております。そこで政務次官がお出でですから、一言だけお尋ねしておきたいのですが、昨日通産省の官報に政務次官の本席における答弁によりますと、これら公団の最終的最高の責任は経済安定本部長官にある、こう言明されておる。そこで私は青木長官にたまたま昨日会いましたので、官報に政務次官の言明によると、これはあなたの責任だということであるが、あなたは今個人的に会つての話だが、どう思ふか、こう尋ねてみたわけですが、どう

るが、いや、これは大蔵大臣の絶対責任に帰すべき筋合いのものである、こういうことを青木長官は私に言明しておられます。そうすると政府のこの問題に対する責任と所在というものが、政府の部内においてすでに食糧を生じている。これはきわめて不可解な、奇怪な事柄であると私は思ふのであり

ますが、これらの問題に対して、長官は大蔵大臣にありと云ひ、官報通産省政務次官は安本部長官にあると云う。一体どちらが正しいのであるか。これは重大なことでありまして、この機会に政府委員の一人としてのあなたの御所見を承つておきたい。

○河野（一）政府委員 公団の責任の問題であります、公団につきましても、一般監督の責任は安本にあるわけであり、これは各法律に、安定本部総務長官の支持に従ひ、という規定は幾らもございまして、ただ実際の業務につきましても、これは主務大臣が監督するといふ仕組みであるわけであり、それから経理の問題であらうかと思ひますが、これについては会計法が適用される建前になっておるわけであり、各公団法におきまして、業務報告書あるいは定款その他において会計の規定を定めておられます。もちろん会計検査院の監督の権限はあるわけであり、その会計規定というものは、大蔵大臣も一応協議を受けてこれを認めておるといふことになつておるわけであり、それで一般の行政責任と会計責任との問題は、これは非常に相錯しておるものでありまして、公団の経理のみならず、一般官庁の経理につきましても、これは第一次的には各省大臣であり、農林省の予算を使う場合において、支出官その他の任命、あるいは出納官その他の任命をするのは農林大臣がやるのでありまして、第一次的には責任はある。しかし農林大臣として、その上の総括的な責任を負つておることは確かでありまして、従ひまして、その責任の段階をどこに置かによつて、いろいろ見方が違つておるわけ

らと思ひます。ただ先ほども申し上げましたように、公団につきましても会計法の適用があり、予算の執行というものは会計法によつてやらなければならぬ、たとえば現金を出しますといつても、一々日本銀行の支払い予算といつても、その範囲内ではなければならぬ。現金でやる場合は非常に限られており、主務大臣の認可がなければならぬことになつておる。収入につきましても必ず日本銀行に収める。もつとも郵便局もございしますが、一定の納入告知書を出してやるわけであり、公団につきましても、公団はいわば商売をやつておるようなものであり、いろいろなものもございまして、それから非常に非常に各地に点在しておるから、日本銀行の代理店の所在地がないところもございまして、そういう関係で現金扱いということが、広汎に認められておるわけであり、そういう点について、もちろん大蔵大臣として総括的な監督はすべき筋合いだと思ひますが、いわゆる一般の各省の予算を執行するような、会計法に基づく監督は現在のところやつておられません。事のよしあしは別として、現在の段階はそういうふうになつておるといふふうに、御了承願ひたいと思ひます。

○川島委員 そうすると、物資の買入れ、売り渡し、そういう問題に対する総括的な問題に対する責任は安本長官、それから公団の経理関係は大蔵大臣、端的に言えばこういうことになるわけでありませんか。

ているところでは、事件発覚前において、その事情は経理局長が承知しまして、その善後策に奔走した状況であると承知いたしております。

○川島委員 これは議事進行について特別にお願いしておきたいのでありますが、この鉱工品、繊維、飼料公団等については、本委員会でも、いろいろ関連のある法案を審議しておる委員会でありますので、この問題についてわれわれも出席していただく人を希望いたしますから、委員長においてこの問題について、特に別の機会に十分に審議のできますような機会を、急速にとりはからつてもらいたいと思います。この問題は次の機会にいたしまして、法案に入りたいと思います。

○川野委員長 承知いたしました。それではただいま質問のありました問題につきましては、適当な機会に委員会を開きまして検討したいと存じます。

○川野委員長　それでは次に国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。前尾繁三郎君。

○前屋委員 国家公務員共済組合法の改正にあたりまして、本法案に関係しておるいろいろ他の共済組合との過渡的な問題で、問題があると考えるのであります。その一つは旧海軍の共済組合その他の問題であります。それにつきましては、昨日大蔵大臣から善処される、早急に努力をしていただくという答弁がありましたので、私はこの際、は申し上げません。それ以外に八幡の共済組合について問題があると考えるのであります。この問題につきまして

は、相當従業員諸君が心配をしておられるのでありますが、私はまことに理由のあるところであると考えるのであります。法律的に考えましても、御承知のように製鉄所が日鉄にかかりましたその際に、従業員はそのまま引継ぐ、そうしてその待遇あるいは退職金についても、従来通りに行くことを法文にも掲げられております。なおまた法文にはもつと広い意味で、退職手当その他につき必要な事項を命ずるというようなことも規定されておるのでありますし、またその財源としては、法文に御承知のように会社に対しては、政府出資、その政府出資の配当を財源として、そういうような必要なるものを差引くというようなことになっておりまして、明らかに従業員諸君の待遇あるいは退職金というやうな問題について、十分政府が責任を持つて行くという態勢になつておるのであります。ところがその後、最近御承知のように会社に對しまする政府出資というものが、企業再建整備等によりましてほとんどなくなつた。当然その際にこれに対する財源措置といふものについても、考えらるべき性質のものであつたと考へる。ところがそれに対して何らの措置もなかつたということは、明らかに従来の改正の際のミスであるとは私は考へるのであります。また實質的に考えましても、ちやうどその當時までに退職いたしました者は、恩給法なり何なりすでに適用を受けている。ところがそのまま引継がれて来た人については、このままで行きますと、非常な損害をこうむるので、その間不公平の問題が生起するのであります。これは旧海軍の共済組合と同様に、多少性質が

選つております。しかしその選つております点について、從來いへる厚生委員会等で取上げられました際の政府当事者の答弁で選つている点は、企業体がお存続しているというところに帰着しているようでありますが、それだからといつて捨て置くべき性質のものではなく、依然として政府が責任を持つてやらなくちやならぬということには、何ら私はかわりがないように確信いたしておるのであります。ただこの引継いだ人に対する責任を、日銀がやはり持たなくちやならぬ部分もありますので、その負担関係の部分のな分、あるいは割合というような問題が起ります点は、從來いへる論議されましたものと多少趣は違つておりますが、責任という点については私は一貫した問題だ、かように考える次第であります。従いましてそれらに對しまする政府のお考えを、まず承りたいと考へる次第であります。

○水田政府委員　お答えいたします。最初われ／＼の考え方は、この陸海軍の共済組合と日鉄の共済組合とは性質が違つておりまして、日鉄の方はすでに解組して、昭和九年でしたか民間会社になつて、企業体が現在続いているので、現在になつて規定がかわつても、その責任は日鉄の負うべきもので、別に政府はこれについて援助する義務はないという解釈でありまして、予算の措置もいたしませんでした。しかし陸海軍の共済組合の方は、すでにいわば日鉄と同じような親会社というふうなものはないのでありますから、これは当然国家の一般会計から見てもいいのじやないかという点でそれらの方には研究余地を残しております。

したが、日鈔の方は大體その余地がないものという解釈でおりました。しかし最近になってたゞいま御指摘のような問題もございますし、当時のいきさつから調べてみまして、もし政府にその責任を負うべき問題があるというところであつたら、これは將來予算措置をとらなければならぬということで、目下この問題は政府として研究に着手いたしましたので、これについては十分検討の上、あとで善処したいと考えております。

○前尾委員 善処していただくのであ
りますが、私は法律的に考えまして
も、明らかに企業再建整備なり、ある
いは日鉄のいろ／＼な場合の法律のミ
スだというふうに第一点には考えま

も、實質的に考えてみると、明らかにに
八幡製鉄所時代に、いろいろ先ほど申
し上げましたように、退職した人など
が残つておつたから非常に迷惑をこう

むるといふようなことでは、これまた法律改正等に対する善処方が足りない、ということであると考えるのであります。実際に申し上げまして、企業体が現在残っておりますものが十分支払え

て、何ら従業員に読者に不安がなければ、いふのでありますならば——それにいたしましては私もやはり政府としておくまで責任を明らかにして、そうしてその責任に従つて、法律的な措置を——

が、実質上現在の日鉄が、従業員諸君に不安を抱かせるということがないのであります。問題は、問題ではないのであります。しかし現在におきまして、従業員諸君が非常な不安を持つておられるものであります。そればかりでなしに止

とんだ問題にならない。ベースの改訂が、國家公務員にはありますが、當然國家公務員であつた人が、そういうやうな現実には非常な不公平を受けておられるといふことについては、十分善処をしていただくこと、この國家公務員共済組合法の精神にも満たない。また旧海軍の問題が解決せらるることになり、その際に手落ちがあつて、政府としてもあまりにやり方がおもしろくないといふことになりまふと、たいへんでありますから、十分その点は筋道を立てて、従業員諸君の不安のないやうに、また非難のないやうなことをお考へ願ふことをぜひ御確約を願つて、私としてはそれ以上追究せず、皆さ

ります。もう一度御答弁を願います。

○水田政府委員　この種の問題は、一般的に申しますと、たいいてい従業員の出稼ぎを受けてしまつた以上は、その引継ぎを受けるべき責任は持つといふものであります。

企業体があとの責任を持つとい
が、大體一般的常識だろーと思いま
す。たとえば私鉄の問題を見して
も、政府が私鉄へ一定の路線を払い下
げたというようなときでも、そこに於
つて従業員のをさへも問題に對して

は、松下げを受けた会社が、全部以後の責任を持つていふというようなことからは、引継ぎを無條件で受けてしまつた以上は、あとの企業本の責任といふこと

とだろうと思ふのですが、先ほど御席
 摘になりましたように、またわれ
 も陳情を受けておりますことから見
 しても、無條件に引難いということ
 は言われませんで、引継ぎのときに
 いろいろあとで政府の責任の残るよ

な問題があるということになります
と、一般論では行けない問題が日鉄の
場合には生ずると思ひますので、その
点先ほど御答弁しましたように、われ
れとしても至急研究いたしまして、
これについての措置を考たいと思ひま
す。

○川島委員 私も前尾委員に続いて、
国家公務員の共済組合法に因連があり
ますので、この機会に政府にお尋ねを
し、明白な言明をいただきたいと思ひ
ます。八幡製鉄の問題に先だちまし
て、旧陸海軍の共済組合の問題に對し
ましては、昨日本委員会におきまし
て、西村委員の質問に對し、池田大蔵
大臣が、きわめて明白な御答弁をさ
れ、政府が全力をあげてこれに對して
善処をする、この明言されたのであり
ます。しかしながら從來の私どもの経
験によりますれば、政府が議會におい
て明白に言明をされたことでありまし
ても、なか／＼その事柄が言明のごと
くに、またその言明に對して國民が期
待いたしておりますような時期に、
實現したということが少い。そこで
重ねて私からも水田政務次官にお尋
ねいたしておきたいのですが、池田大
蔵大臣は、西村委員に對してきわめて
明白な答弁をされておつたものであり
ます。その内容を私は聞きませんの
で、残念であります。ただ一点こ
の際水田政務次官にお尋ねしておきた
いのは、大蔵大臣がきわめて誠実な、
具体的な答弁をされましたけれども、
その時期等については、いまだに明言
はされておらないようであります。そ
こで私もいたしましては、この旧
陸海軍共済組合の問題に對して、政府
がせつかく理解と善処をするという熱

意を持たれておりますならば、少く
とも——これは予想であります、が、
本年の秋ごろまでは臨時國會が開か
れ、必然的に補正予算等が提出される
事柄ではなからうかと思ひますし、も
し臨時國會が開かれません、来るべ
き通常國會も当然開かれますので、そ
の機会において大蔵大臣また政府とい
たしましては、この共済組合に對する
昨日の委員会の言明に從つて、實現す
るという方針を持つておらるかどうか。
その点について一点だけ最初にお
伺いしておきたい。

○水田政務委員 それは大臣の言明通
り、できるだけ予算措置を講じたいと
われ／＼は思つておりますが、その
時期がいつかというはつきりした約束
は申されません。予算補正である以上
は、臨時國會なり通常國會にこれを出
したいというふうに、われ／＼として
は方針をはつきり持つておりますが、
ただこれはまだいろいろここに問題が
ございまして、可能になるか不可能
になるか、その点若干の問題がござい
ますが、政府としてはどうしてもこれ
を實現させたいと考えております。

○川島委員 そこで續いてお尋ねをい
たしたいのでありますが、ただいま前
尾委員から、まことに具体的に、しか
も整然たる理論を持たれて、八幡
製鉄の共済組合に對しての質問があり
ました。その答えをいたしまして、政
務次官からこの八幡製鉄の共済組合の
問題は、政府機關の關係から会社とし
ての企業体に引移つた。従つて一般的
に申せば、共済組合等に對する政府の
責任はないのだ。こういうふうになる
が、しかしながら日鉄時代の歴史的な
経過、共済組合、ことに日鉄の多くの

従業員が現実の今日の事情等に照し
まされて、政府としては何らかの処置を講
じなければならぬとお答えになつてお
る。しかも政務次官の今の答えの中
に、ことに歴史的な経過の關係につ
いて、非常に重視されておるのかとき
口吻がありましたので、私もその
点を意を強うしておるわけでありま
す。この日鉄の歴史的な關係を一言申
し上げますが、これは政府もすでに万
万御承知のことと思ひますので、ま
だここに古いことを申し上げて恐
縮であります。すでにこの日鉄の引
継ぎの場合に、去る昭和八年三月當時
の帝國議會における連記録の一條を引
出して見ますと、當時の中島商工大
臣が議會において國民に明らかにいた
しました。ことに日鉄の當時における
不安をきわめた従業員の人たちにも、
間接的に議會を通じて確約された事項
が重大事項として残つております。こ
の事項は簡単に申し上げれば、一
般の日鉄の従業員に對する待遇問題は
從來と何らかわりのない。ことに共済
組合のごときについては、政府が今日
まで取扱つて来たこの態度を一貫して
今後ともつて行く、こういう當時の政
府のきわめて責任ある地位の國務大臣
が、議會の中で明白にこれを言明いた
しており、さらにまた當時の政府委員
が、先ほど前尾委員から申し上げまし
た十六條の制定の趣旨等に關する質問
に對して、十六條には御承知の
その他につき必要なる事項、こゝにい
つた文章が一項加わつておる。このそ
の他につき必要なる事項といふのは、た
とえば共済組合のごときものの引継ぎ
に、必要があれば命令もできるという
仕組みにしておきたいという趣旨から

書いたのである。こういうふうな當時
の國務大臣も、また政府委員である有
力な責任者が議會において言明し、そ
うして國民の前にそれを明らかにし、
のみならず當時における非常な不安と
動搖のうずの中にたたき込まれよう
としておりました何千の従業員に對し
て、これを確約しておる。こういう事
柄をとつてみましても、いかに政府が
日鉄自体に官業を引継ぐにあたりまし
て、いろいろの経済的、政治的な諸情
勢を考え、しかも日鉄自身の當時にお
いての十年、二十年の先を見通しての
確固とした諸般の情勢の上に立つての
言明公約をされておる。こういう事実
を一つ取上げましても、今日日鉄の共
済組合に属する多くの同情にたえない
人たちが、奮然として政府に一種の
期待と要請を持つておる。こういう
事柄は、この歴史的な経過にかんがみ
ますれば、前尾委員と同様に一半のと
言ふより、むしろ全般の責任を政府が
持つべき筋合いのものでなからうと
か、私も深く考へておるのであり
ます。そこで政務次官は、この問題に
ついて一般論とは切り離した観点に
立つて、政府も新たな視角からこの
問題を真剣に取上げて善処するといふ
お言葉がありました。私もこの
問題についていろいろ歴史的経過の事
實にかんがみましても、政府には当然
これを履行する責任が負荷されておる
という見解でおりますので、その件に
ついて政府はどのような考え方で、こ
の問題を處理されようとするのであり
ますか。その点について最も誠実な御
見解を率直にわれ／＼に聞かしてほし
い、かように思ひます。

○水田政務委員 お答えいたします。
先ほど前尾委員にお答え申し上げまし
た通り、私たちの最初の考えは大体き
まつておつたのでありますが、御指摘
のような問題がございまして、これ
について最近大蔵省としても研究を始
めたという段階でございまして、至
急この検討を終つてから善処したいと
思ひます。

○川島委員 最後に一言政務次官にお
願ひかた／＼お尋ねをするのですが、
この問題は、旧陸海軍の共済組合とあ
わせて八幡製鉄における共済組合の問
題も、時期的にあまり遷延を許さな
い。当該組合員の人たちの事情がそれ
ほどに窮迫しておる問題であります。
政府はこれらの問題に對して、新たな
る観点から熱意あり誠意ある研究をさ
れて着手されたというので、まことに
その点を強調するのであります。が、
でき得べくんばその実施の時期は別と
いたしまして、その研究に對する最
後の結論的なものが、この國會の開會
中にこの委員會で得られるような運び
に至るものでありましかうか。ぜひと
もそういうような形にわれ／＼はして
いただきたいと希望するのであります
が、その点はいかがでありますし
うか、それを念のために最後にお尋ね
しておきたいと思ひます。

○水田政務委員 お答え申し上げます。
が、この組合の關係はいろいろ複雑で
あります。海軍のごときただちに状
況のわかるものもございしますが、こ
れだけ先行するといふもの、この前申
上げたような事情でありますので、現
在いろいろ資料を集めておる段階で

でございます。できるだけ早く結論を得たいと思つておりますが、本国会もすでに終了まじりでありまして、それまでの間に結論がはつきりつくかどうか、ちよつと今のところ確約を申し上げる程度のところまで行つておりましたことを、御了承願ひたいと思ひます。

○川島委員 この問題はきわめて重要だと思ひますので、政府のせつかつの懸念のある検討と、その検討による実施が一日も早いことを特に希望いたします。その問題に対する質問は終つておきたいと思ひます。

そこで提案になつておりますこの法案自体について、二お尋ねしたいと思ひます。元來政府の恩給、共済組合の年金等の問題は、原則的には公務員の賃金ベースと並行して改訂されて行かなければ、私は恩給あるいは年金の精神にとるものでないかと考へておるのであります。しかるに從來恩給、年金等の改訂の措置といふものは、給与ベースの改訂があつて、しかも一箇年あるいは一箇年半後において初めてこういう問題が国会に出て来る、こういう形でありまして、まことにこれは公務員の諸君にとりましては、適切なない事例であると思へるのであります。そこで政府がこのような問題を、賃金ベースの改訂の直後に考へられなかつた、法案を出し得なかつた事情、そういう問題があり得ないか、さすれば、どういふような事情であつたか。その点について伺ひましたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 公務員の給与ベースが上れば、恩給とか年金とかいふようなものが当然上るべきではないかといふことも、一つの御議論であらうかと思ひます。しかし私どもは必ずしもそういうふうな考へておりませんので、一種の給与に類したものでありますが、本来の意味の給与とは考へておられないわけでございます。もちろんこれと非常な関連を持つておることは申し上げるまでもないのであります。ことに共済給付というふうなものになりますと、組合員も掛金をいたしまして、国の方も掛金をいたしまして責任準備金を持つておりまして、それを順々に予備に充てて行くというふうな関係になつております。いわばその財源は半々に持つておりますので、さらにその後において年金額を上げるといふことになりましますと、今回の共済の問題もそうなのであります。組合員自体としては財源を出しておるわけでありまして、従つてできるだけ組合というものが独立の建前で行くならば、その財産の状況を洗ひまして、現在の固定資産というものを洗ひまして、そうして真にそれを國の方で考へるとすればこの程度であるといふような場合でも、やはり個々に入つて行かなければならぬのであります。従つて考へ方としてはいろいろあるかと思ひますが、從來の考へ方で行きますと、給与が上つたからといつて、すぐベースを上げるといふ趣旨のものではない。もしもそういうものでありますならば、過去のその人の退職せられた生活の状況といふようなことも、いろいろかみ合せて考へて行きますので、必ずしもそれとすぐ釣合つて行かなければならぬといふことは、名目としてはいづれも一致すべきものであります。すぐにやるというものが非常に適当しているといふふう

にも考へてはおらぬわけでありまして。○川島委員 私はちよつと局長とは若干意見を異にしております。恩給にしても共済組合はまた別ですが、共済組合の方の給付額にいたしても、掛金もあるいは給付を受ける額も、すべて一貫してその受ける給与額が算定の基礎であります。その給与額をそも基礎にしておるという事柄自体は、やはり給与ベースの改訂があれば、これは必然的にこれらの問題についてもさらに改訂をするといふことではなければ、恩給あるいはまた共済組合の年金その他の給付についての、根本的な基本的な原則的な精神に沿わないといふふうなことは考へるので、そういう質問をいたしたのであります。そこで今日の國民経済の事情等からいたしまして、これらの一切を含めた広汎な社会保障制度といふものが必要だといふことは漸次一つの輿論となつて来ておる。しかしながらいまだに、遺憾ながらわが國には広汎な社会保障制度といふものがありませんので、ここに公務員には公務員、あるいは一般産業の労働者に対しては労働者の共済、あるいはまた労働者、公務員にあらざる方面の問題については、また別個の共済措置を講ずるよう、各個ばらばらな形で現在では保障し、特殊の社会政策といふものが実行されている。そういうことでありましては、もはや真の國民的な救済の使命といふものが達成できないといふような意味から、社会保障制度の急進的樹立といふことが叫ばれておるのであります。そうして現在の共済組合の掛金の問題であります。私どもの見解からいたしますれば、そもそも共済組合の掛金にいたしまして

も、その俸給額を基礎といたしまして、本人並びに政府が半々負担をするという形になつておる。この半々負担の形が、私どもは今日の事情においては、必ずしも妥当でないのではないかと、いふふうに考へます。そこで政府はこの共済組合の掛金の問題についても、少くとも政府が共済組合員の平等負担という問題より、さらにまた一歩進めたい形においての機構、掛金制度といふものをつくり上げることが、必要な段階になつて来たのではないかと、この感じが強くいたすのであります。それで政府においては共済組合の今後の運営について、もつと前進した姿において共済組合といふものを、検討する用意といつたものがあるか、どうか。その点について次官にお尋ねしたいのですが、次官がお尋ねしないから、河野主計局長にはごめりだと思ひますが、こゝにいつたことについて政府内部に何か腹案もあるか。その点を伺つておきたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 社会保障制度といふものをどの程度の規模において実施するかといふことが、川島さんのおつしやる問題のキー・ポイントと思つたのであります。現在の日本の社会保障制度にはいろいろありますが、こゝにいつた種類のものにつきましては、共済制度については大体半々負担というのが実情であります。これを全國民に——これはまあ勤労者の問題でありまして、これを全國民に及ぼすかどうかといふことが、社会保障制度の問題になるわけでありまして、中小企業とか農業者といふようなものについて、同じような勤労者でありながらやつていない。これはやるべきではないかといふ議論もございまして。要するにその程度、規模の問題でありまして、現在のところ勤労者についてこゝにいつたような制度がある。それについてはお互いが共済の制度で、雇つておる雇ひ主が、自分の責任として出して行くといふ考へ方になつて、双方分担して行くといふ考へ方になつておるわけでありまして。今後これをどうするかといふことになるのであります。これは一般社会保障制度の関連においてまず考へなければなりません。これは全般的な理論的な方針であります。それととも現在の公務員については、恩給制度と共済制度といふものがございまして、恩給については、百分の二の納付金で一般の公務員から納付をします。それ以外にとつておらない。さういふ共済の制度と恩給制度の相関した問題、それからこれにはまた退職金の問題、それから来るわけでありまして、こゝにいつた制度をやめて雇ひ主退職金を少くしてこゝにいつた年金給付をやるか、また一般社会問題と関連してどうするかといふ問題を、目下検討しております。社会保障制度審議会におきましても、ある程度案を持つておられるようでありまして、いづれさういふ問題が近い将来において来ると思つております。私どもの範圍におきまして、恩給制度と、共済制度について、目下理論的な検討をやつておりまして、非常に近い機会において皆さんの御審議を仰ぎたいといふふうに考へております。

○河田委員 政務次官が参議院の方へ出かけたので、次官にかつて局長にお尋ねします。先ほど川島委員か

ら共済組合制度のあり方などについて質問があり、またその答弁があつたのでありますが、近い機会にお出しになる共済組合並びに恩給の、兩者における負担の相違が非常に今日ではありまして、先ほど言われましたように、恩給納付金はわずかに二%、しかも低賃金の雇用人、あるいは現業職は大体四・五%、また十七年以上の官吏として勤務すれば四十才で支給されるが、共済組合の場合には五十才にならなければ支給されないというような、非常な不均衡を来しております。こういう点について十分次の来るべき改正案には、これを考慮されるかどうかといふこと。

それから現在の国庫負担の分担がきわめてわずかであります。短期給付は国庫負担がわずかに半分であり、長期給付は五五%といふところも、少くとも吉田内閣は、現業公務員の実質的賃金を上げて行くという建前からしましても、こういう負担の増額を分担すべきが妥当であると思つたのであります。これに対するお考え、並びに共済組合の現在の運営におきましては、ほとんど官僚独善的な運営をされております。従つてこの運営審議会の委員などは、できるだけ労働組合等から直接、ないしは推薦するにいたしまして、これを含めて運営するべきである。そうしない限りは、やはりいろいろな共済組合等におきましても、たとえば最近聞いた話であります、この共済組合の資金を住宅の資金に融通するといふような共済組合がある。電通あたりでも言われておるそうです。こういうことは、共済組合の本来の運用趣旨から言つたら正しいあり方ではない。

い。他の省の方でもそんなことを言つておるようでありまして、いわんや末端においてはこれがどういふなされる方をしてゐるのか。われ／＼非常に今日公団の乱れとともに、やはり共済組合等におきましても、いろ／＼こういう問題が起りはしないかといふことが考へられます。従つてこの運営の面におきましては、これらの労働組合の代表もしくは推薦するものを加える。いわゆる民主的な方向にこういう規定を改正される御意思があるかどうか。こういう点を若干お尋ねしておきたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 河田さんにお答え申し上げます。恩給制度と共済制度とは非常に入られておりまして、これを統合するとすれば、当然おつしやいましたような点が問題になるわけでありまして、そういう点が非常に問題なので、いろ／＼検討しておるわけでありまして、これを持つて行く場合に、共済組合制度の方に移行するか、あるいは恩給の方につけるのか、その邊が非常に職員負担にも関係しますし、また国庫財政にも関係します。非常に検討を要する点であらうと思ひます。それから共済組合の資金の運用の問題であります。これは短期給付の分と長期給付の資金と両方ありますが、短期給付の分は、これはすぐ出て行く金でありますから、そういう余地はないのであります。長期給付の金であります。相当まとまつて参りますと、いろ／＼これは予定利率あるいはそれ以上に運用しなければならぬわけでありまして、この運用の仕方がいろ／＼問題になります。現在共済組合の運営につきましては、組合員がその運営に入つております。各省の組合で大体会

計課長がその当分の責任者になつておるわけでありまして、組合員も入れて運営をしてゐるのが大体普通であらうと思ひます。それから住宅その他に貸したといふことであります。これは共済組合のおの／＼の定款と申しますか、そういうもので組合員に対する貸付とか、おの／＼その組合で自主的な運営方法を考へてゐるわけでありまして、おつしやるような点がいかに悪いのか、これは別であります。自分たちの集めた資金でありますので、お互ひの間でこれがいよいよふふふふになりました場合には、これを必ずしも禁止する、絶対にいけないといふふうにするわけにも行かなかろうと思ひます。ただ問題は、その運用が確實であるかどうかといふところにかかつて来るといふふうに思ひます。ただおつしやつたような点はいろ／＼弊害も伴う点でありますから、今後において十分研究し検討してみたいと思ひます。

○小山委員 国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案につきましては、すでに質疑も十分行われまして、この際質疑を打ち切り、討論を省略してただちに採決せられんことを望みます。

○川野委員長 小山君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようですから、これより国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案の採決に入ります。原案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔総員起立〕

○川野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

〔参照〕
国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和二十五年五月三十日印刷

昭和二十五年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所